



# 善通寺町、龍川村、與北村、筆岡村 及び吉原村の合併に關する協定書

地方自治の基盤を強化し  
町村財政の機能の向上を  
はかりもつて住民福祉の  
増進を期するため善通寺  
町、龍川村、與北村、筆岡村  
及び吉原村を合併し  
善通寺市を置く善通寺地  
区町村合併対策委員会の  
議を経て合併關係町村間に  
左記事項を協定し、こ  
の條項が將來誠意をもつ  
て忠実に履行されるもの  
であることを確認する。

依つて、ここに協定書五  
部を作成し善通寺町長、

龍川村長、與北村長、筆

岡村長及び吉原村長の各  
々がその一部を保有する

昭和廿九年二月廿四日

仲多度郡善通寺町長、

龍川村長、與北村長、筆

岡村長同様

吉原村長

同上

記

一、合併の形式

二、新市の名称

三、合併実施の期日

四、市役所の位置

五、支所又は出張所設置の有無

六、議員の任期及び定数

七、議員選挙につき選挙區を設ける場合においては各選挙区ごとの議員選挙区を設ける

八、助役の定数

九、町村長、助役、收入役、教育長及び一般職員の職員の待遇

全員新市に引継ぐ

二人とする

十、財産の帰属分の原則

原則として新市に引継ぐ

ものとする但し特別

の事情あるものは別にこれ

を定める

一一、滞納中の諸税未収の債権徵收方法

新市に引継ぐ

一二、未拂の債務支拂の方法



